平成２４年（フ）第２３９０号
愛知県海部郡蟹江町錦１丁目20番地　マンション錦301号
債務者　西府　義裕
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０３号
名古屋市北区瑠璃光町５丁目11番地　藤ハイツ401号
債務者　高城ひろみ
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６０号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目36番16号
債務者　森田　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方9959番地３、前住所兵庫県神戸市北区緑町３丁目11番６－Ａ203号
債務者　山之内真由美（旧姓長谷場）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
青森県八戸市根城７丁目10番20号、前住所青森県八戸市類家３丁目11番24号
債務者　安部　郁次
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
青森県八戸市根城７丁目10番20号、前住所青森県八戸市類家３丁目11番24号
債務者　安部　敦子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
青森県上北郡東北町字夫雑原50番地84
債務者　仁科テヱ子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３４号
青森市大字大野字前田71番地61　五番館Ｅ525号
債務者　神　真由美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
青森県つがる市稲垣町沼崎泉水52番地５
債務者　帯川理美子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字黒沢35番地31
債務者　槻木澤武美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３４９号
盛岡市山岸四丁目１番１―306号
債務者　折本真由美（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８０号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原190　多目的仮設住宅７－４、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原472番地の１
債務者　成田　勝子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１５０２５号
東京都荒川区町屋３丁目14―９―102
債務者　吉岡　　亨
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０２９号
東京都荒川区南千住３丁目35―３―702
債務者　森谷　昌子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０３０号
東京都葛飾区宝町１丁目19―25―501
債務者　寺戸　浩輔
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０３２号
神奈川県横須賀市長沢４丁目30―17　ハピネスⅠ―101
債務者　中野目都紀子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部